

あきる野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

あきる野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、震災時の人命の保護を図ることを目的に、あきる野市耐震改修促進計画で定めた住宅耐震化の目標達成に向け、対象住宅所有者及び既に耐震診断を実施した者に対する耐震化の意識啓発を図り、耐震改修等における経済的負担軽減の周知とともに、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及などの充実を一層図ることで、住宅耐震の促進を加速化させるものである。

2 位置付け

あきる野市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付け、耐震化に関する緊急的な取組方針を定めるものである。

3 対象区域

市内全域を対象区域とする。

4 対象建築物

建築基準法における旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事着手した耐震基準）で建てられた市内にある住宅を対象とする。

5 実施期間

令和4年度から令和7年度までを実施期間とする。

6 実績の公表

毎年度、耐震改修等に係わる支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握し、市のホームページで公表するものとする。

7 進行管理

国や東京都の方針、毎年度の支援目標に対する実施・達成状況、市民ニーズ等を反映し、効果的な耐震化の取組を行うため、毎年度検証を行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うものとする。

8 取組内容

(1) 耐震化を促進するための住宅所有者に対する意識啓発

令和元年度から令和3年度までの取組	市内全戸（外観目視により、明らかに対象建築物でない建築物は除く。）に対して、啓発リーフレットのポスティングを実施
令和4年度から令和7年度までの取組	●旧耐震基準の住宅所有者に対して耐震化啓発のダイレクトメールを送付 ●戸別訪問を希望する住宅所有者に対し、建築士（アドバイザー）を派遣し、相談・簡易診断を実施

(2) 耐震診断実施者に対する耐震化の促進

- ア 新たにあきる野市木造住宅耐震診断費助成事業を利用し、耐震診断を行った建築物の所有者に対して、耐震診断結果報告時にパンフレット及び改修事業者リストを配付し、耐震改修等の実施を促す。
- イ 既にあきる野市木造住宅耐震診断費助成事業を利用し、耐震診断を行った建築物で、その後、一定期間（1年以上）経過しても耐震改修を行っていない建築物の所有者に対して、電話又はDM等による啓発を行い、必要に応じてヒアリングを実施するなど、耐震改修等の実施を促す。

(3) 改修事業者の技術力の向上等

- ア 改修事業者の技術力向上を図る取組として、東京都と連携して木造住宅耐震改修事業者講習会を実施するなど、講習会の開催等を通じて市内改修事業者の技術力向上を図る。
- イ 住宅所有者から改修事業者への接触が容易になる取組として、東京都又は地域の関係団体等と連携し、耐震改修工事が可能な事業者リストを作成・公表する。

(4) その他の普及啓発活動等

- ア 広報紙等を通じて住宅耐震化の必要性について周知する。
- イ 展示ブースにおいて、耐震化の重要性や必要性についての意識啓発を行うとともに、建築関係団体と協力し、市民を対象に耐震診断・建築相談会を実施する。
- ウ 当市における耐震化支援補助制度の内容が記載されたパンフレット等を作成し、窓口等で配布する。
- エ 福祉部局と連携した普及・啓発を行うなど、要配慮者に対する震災時に備えた居住環境の整備を促進する。